

日本政府が指定する様式で検査証明書を発行している医療機関リスト

日本政府は、日本入国時の水際対策措置強化に伴い、入国されるすべての方(日本人を含む。)は、出国前72時間以内の検査証明書を提出しなければ、検疫法に基づき、飛行機への搭乗拒否および日本への上陸を認めない等の措置をとっています。

検査証明書の要件(検体、検査方法、検査時間)について厚生労働省が有効と認めるものは以下の「早見表」に示されるとおりとなっており、また、検査証明書は原則として日本政府が指定するフォーマットを使用いただくようお願いいたします。

○早見表(日本入国時に必要な検査証明書の要件について(検体、検査方法、検査時間))

<https://www.hk.emb-japan.go.jp/files/100177197.pdf>

○日本政府が指定するフォーマット

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunva/0000121431_00248.html

本年5月21日時点で、当館が確認した日本政府が有効と認める検査手法で検査を行い、かつ日本政府が指定する様式での検査証明書の発行が可能な医療機関は以下のとおりですので、ご参考ください。

なお、リストに記載された医療機関以外が発行した日本政府指定様式の検査証明書が無効となるという趣旨ではございませんので、ご注意下さい。

発行状況や料金については変更する可能性がありますので、詳細は直接医療機関にお問い合わせください。

香港

医療機関名	電話番号
アドベントリスト病院 港安醫院 Hong Kong Adventist Hospital 住所: 40 Stubbs Road, Happy Valley	2835-0509 3651-8888
カノッサ病院 嘉諾撒醫院 Canossa Hospital (Caritas) 住所: No.1 Old Peak Road, Mid- Level	2825-5848 2825-5849 2522-2181
香港サナトリウム病院 養和醫院 Hong Kong Sanatorium & Hospital 住所: 2 Village Road, Happy Valley	2835-8606 2572-0211
EMC 香港日本人クリニック EMC Hong Kong Japanese Clinic 【中環クリニック】Room 704, 7/F, Manning House, 38 Queen's Rd, Central, Hong Kong 【尖沙咀クリニック】Suite 1408, 14/F, World Commerce Centre, 11 Canton Road, Tsim Sha Tsui	5746-1234
ドクター リサチャム クリニック DR.LISA CHAM CLINIC 17/F, Virtus Medical Tower, 122 Queen`s Road Central, Central, Hong Kong	2890-8027
ロンドン医療センター香港診療所 London Iryo Centre Hong Kong Suite 822, Leighton Centre, 77 Leighton Road, Causeway bay	2398-0808
CHCメディカルセンター CHC Group Medical Practice 14F, Ashley Nine, 9-11 Ashley Road, Tsim Sha Tsui	5115-1189 2394-0118
DYMヘルスケア DYM Health Care Rm.1302, 13F, Kornhill Plaza, Office tower,1 Kornhill Rd, Hong Kong	2651-2121
健太クリニック KENTA CLINIC Shop 1B, G/F, Tak Hong St., Site 12, Whampoa Garden, Hunghom, Kowloon, Hong Kong	2152-8569

ドクター グレゴリー クリニック DR.GREGORY KEE-HO WAI CLINIC Shop P-18, 1F, Heng ShanMansion Stage III 19 TaikooShing Road, Taikoo Shing	2560-8211
香港健康管理センター HONG KONG KENKO KANRI CENTER CO., LTD. Room 613, 6F Bank of America Tower, No.12 Harcourt Road	2881-6606

※香港政府が各地域検査センター(Community Testing Centre)で実施している検査は、検体が「鼻腔・咽頭ぬぐい液(Nasal and throat swab)」であり、有効な検査として認められませんので、ご注意ください。

マカオ

マカオでは、以下マカオ政府が指定する検査機関のうち、Kuo Kim(Macao Forum), Kiang Wu Hospital, University Hospital の3カ所について、日本政府が有効と認める検査手法で検査を行い、かつ日本政府が指定する様式での検査証明書の発行が可能であることを確認しています。

<https://eservice.ssm.gov.mo/rnatestbook/V21/?lang=en&lab=>